

令和元年8月9日

各講座・学科目、各センター、  
各診療科及び病院各部（室）・センターの長 殿  
及び所属研究者 各位

副学長（研究） 西川 祐司  
病院長 古川 博之

### 特定臨床研究に該当する研究の再点検等について（依頼）

平成30年4月1日付けで施行された臨床研究法（以下「法」という。）において、特定臨床研究に該当する場合は、「認定臨床研究審査委員会」の審査や「厚生労働大臣への報告」義務など、法に従った諸手続きを確実に行う必要があります。

本学においても、昨年度、実施中の臨床研究が特定臨床研究に該当するか確認いただき、適宜該当する研究について法移行手続きを行ったところです。

今般、北海道厚生局より、特定臨床研究の法移行手続きが確実になされたことを改めて確認するよう依頼がありましたので、下記により再点検を行うとともに、本機会にあらためて関係法令等の再確認を行い適切な臨床研究を実施いただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1. 特定臨床研究の確認

**本学が主たる研究機関として実施中の臨床研究（観察研究、治験を除く）**について、特定臨床研究に該当するか及び法移行手続きを行っているか確認  
(裏面「特定臨床研究に関するフローチャート」を活用ください。)

#### 2. 法移行手続きが必要な臨床研究の連絡

○ **8月23日（金）までに下記担当へ連絡**願います

【担当】研究支援課研究協力係

E-mail:rs-kk.g@asahikawa-med.ac.jp

#### 3. 臨床研究関連法令等の遵守

○臨床研究法に関するページ（学内限定）

[http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/local/kenkyo/cr\\_law.html](http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/local/kenkyo/cr_law.html)

○倫理委員会ホームページ

<http://www.asahikawa-med.ac.jp/bureau/shomu/rinri/shishin.html>

## 臨床研究法で定められる特定臨床研究に関するフローチャート

